

鯖江市教育委員会

5月定例会議事録

令和元年5月20日（月）

1 会議概要

- 日 時 令和元年5月20日(月) 午後3時00分開会
午後4時15分閉会
- 場 所 鯖江市役所4階会議室
- 出席委員
辻川 教育長
笹本 教育長職務代理者 蓑輪 委員
中村 委員 柴田 委員
- 欠席委員
なし
- 出席説明員
福岡 事務部長 品川 健康福祉部長
鈴木 教育審議官 吉田 教育政策課長
田畑 生涯学習・スポーツ課長 西山 文化の館副館長
前田 文化課長兼まなべの館館長 田中 子育て支援課保育・幼児教育室長
- 欠席説明員
なし
- 書記
木原 教育政策グループリーダー
- 議事日程
(1) 開会の宣告 午後3時00分開会
(2) 会議録署名人の指名 中村 委員 柴田 委員
(3) 報告事項
(4) 議案
議案第31号 鯖江市いじめ防止基本方針の改定について
可決
(5) 教育長の報告
(6) その他
 - ① 認定こども園の名称に関するアンケート結果について
 - ② その他
 - ③ 次回開催予定等について
6月定例教育委員会開催予定
日 時 6月17日(月) 午後3時
場 所 鯖江市役所 4階第2委員会室

(7) 閉会の宣告 午後4時15分閉会

2 会議次第

(1) 報告事項

なし

(2) 議案審議

議案第31号 鯖江市いじめ防止基本方針の改定について

【説明】

教育審議官が「鯖江市いじめ防止基本方針の改定」について説明

【質疑】

<委員>

1ページの「2いじめの定義と判断」の中で、「児童生徒の感じる被害性に着目し」とあるが、被害性のランクや基準はあるのか。どう着目したらよいか。

<教育審議官>

児童生徒の感じる被害性とは、教員の立場ではいじめとして挙げていなかったけんかやふざけ合いであっても、これはいじめではないかという見方でレベルをさげていくと解釈した。

実際、平成30年度のいじめ調査では、そのレベルまでさげて、いじめではないかを確認してほしいと各小中学校に伝えた。

<委員>

被害性とは、児童生徒がこれはいじめだと受け取って訴える限りは、いじめとしてカウントしていくということか。

<教育審議官>

本人がいじめられたと訴えていない場合でも、教員から見て明らかにいじめではないのかという状況もあると思う。それも含めていじめとして対応していくことを学校にお願いしている。

<委員>

「けんかやふざけ合いであっても見えない所で」とあるが、この見えない所が一番問題で、見えない所を見えるようにしていく手段は学校現場にお願いしていくのだろうが、従来はどのような方法を取っているのか。

<教育審議官>

児童生徒に直接記入させる調査関係が一番で、教員が見えない所のいじめを明らかにしていく1つの方法だと思う。また、年に何回か保護者へアンケートをお願いしている。

<委員>

「3いじめの防止等のための具体的施策」の市教育委員会の取組みについて、小学校でいじめ問題が発生した時に、幼い頃からそういうことがあった、また、幼児教育の遊びの中でよく見ていると、いじているつもりはなくても大人の感覚から言えば何となく弱い子がいじめられているように感じることもある。そのため、幼小の接続を推進する中で、この取組みはとても大事だ。

例えば、これから園長会議等で、方針をどのように伝えて、どのように連携を図っていくか予定を聞きたい。

〈教育審議官〉

幼小の接続や小中の接続は、今までもその子の特性についてしっかり連携を取りながらやってきており、今回の改正で新たな取組みを行うということではない。

改正によりしっかり文言に表されたということで、幼稚園等から小学校側、或いは小学校から中学校への周知について、市教育委員会として具体的にどうするかという協議はされていない。これから指導主事とともに学校訪問等を通して、どう伝えていくか考えていきたい。

〈委員〉

「4いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携」の(2)家庭、地域、関係機関の連携では、大雑把に関係機関の担当者との情報交換と一括りにして、どこがやるのか非常に抽象的である。この文章そのものが国や県からおりてきた文章ならば、市だけが文章を直すのはどうかとも思うが、本来は具体的に書くべきなのではないか。

〈教育審議官〉

鯖江市では、警察や児童相談所と密接に連携している。何かあった時は生活安全課長へ、逆に警察に情報が入ったときには各学校長へ連絡するというので、トップ同士でやり取りができる状況で、児童相談所については、市役所の子育て支援課に担当者がおり、子育て支援課と学校教育課が常に連絡を取り合いながら対応している。また、子育て支援課の担当者と児童相談所はホットラインのような形で情報共有している。確かに委員がおっしゃるような具体的な記述ではないが、現在の取組みとしてはしっかりと対応できる状況になっている。

〈委員〉

どこの機関に伝えても市に情報が入ってくるといった仕組みは、方針の中では関係機関という言葉で一括りになってしまうのか。上層に連絡が入った際に市も把握しているのか。

〈教育長〉

それは県の基本方針の中に各市町との連携について記述がある。

〈委員〉

本来は、市の方針にも国、県等と入れたほうが、市にも情報が入ってくるというイメージになるのではないか。いじめについて間口を広げたということは、考え方的には、いじめとして取り扱ってもらえない事案が任意団体に情報として入ってくる場合もいじめの範

疇になってくるのではないか。

被害性と「性」をつけることは感受性みたいなもので、本人が感じればいじめになるのだから、間口を広げたということでは、連携を強調しておくといい。

〈教育審議官〉

県教育委員会との連携はある。

〈委員〉

「2いじめの定義と判断」の中に「背景にある事情の調査を行い」とあるが、小さい学校でクラスの人数が少ないと先生も目が行き届くが、中学校など大きい学校の場合、すごく大変なのではないか。担任の負担が増えると思うが、その辺りのフォローはあるのか。

〈教育審議官〉

中学校は非常に難しい。小学校のように休み時間も含めて担任が教室にいる状況ではない。教科担任制で入れ替わりがあり、クラス担任は自分の担当授業と朝の会、帰りの会、給食時間といったところで様子を見ていかなければならぬ。その分、教科担任からの情報や部活動での状況が大事になってくる。情報共有できる仕組み、取組みはされているが、気になった生徒について連絡し合う状況になるのは、部活終了後、午後6時半から午後7時くらいで、1時間はあっという間に過ぎてしまい、どうしても先生の帰りは遅くなってしまふ。その辺は業務改善にもかかわってるところなので非常に難しい。

〈委員〉

以前から縦割りの活動はすごくいいと言っていた。いじめられた子が相談する窓口が横ばかりだと非常に厳しい。統計を見たわけではないが、いじめは同じ年齢で一番起きやすいと思うので、通常の生活で利害関係がない上級生にくっついていくことで、縦割りの上級生同士で諭してもらったり、場合によっては上級生から先生に伝えてもらったりすることも大事で、小学校の縦割りも形だけの集団生活ではなく、もっと気持ちの上でのグループが出来上がっていけば、いじめの相談窓口は増えると思う。先生が見えないところでも、上級生に相談する、その上級生は保健室の先生に相談するといった仕掛けや仕組みを学校側がつくるようにしたらどうか。

〈教育長〉

北中山小学校では、伝統的に縦割りのグループでいろいろな活動をしていると聞いている。最近、どの学校にもあるのはあるが、委員がおっしゃるほどまでに、そのグループが成熟しているかという点、そこまでのリーダーシップをとれる子がいるのか、グループ内で、そこまで打ち解けて話をできるのか、グループの中で上級生が気になることを見つけてくれるのがいいと思うので、一度、校長会の中で話をさせてもらいたい。

〈委員〉

地区が入り混じった5～6人くらいのグループなら悪くないのではないかと。大規模校は人数をどれだけ小さくして、情報を取り入れるものを多くすることが鍵だ。

〈教育長〉

その点については、学校へのヒアリングで先生方に現状を聞いて、そういう活用ができるのであれば考えていただきたいということは伝えていきたい。

〈委員〉

こういう方針が出るたびに思うのが、机上のもので終わってしまうと何も変わらない。大きくなればなるほどマニュアルはマニュアルで終わってしまう。

どんなによい方針ができて、方針ができた後は、実態を踏まえた上で、ここだということが一番を進めていくと、いじめは減っていくと思う。

【採決】

〈教育長〉

議案第31号に異議はないか。

(異議なしの声)

〈教育長〉

異議なしと認め、議案第31号を承認することとする。

(3) 教育長の報告

鯖江市学校概要一覧について

鳥羽小学校の集団熱中症（5月17日）について

(4) その他

- ① 認定こども園の名称に関するアンケート結果について
- ② 次回開催予定等について案内 : 6月17日(月)午後3時から開催
7月教育委員会開催予定について調整 : 校長会に諮って調整
- ⑨ 4～6月の行事予定について

議事録署名人 中村 知恵

議事録署名人 柴田 直昌